

～加入者の皆さまへ～ 企業年金基金のしおり

このしおりでは、大阪薬業企業年金基金の制度や給付のしくみをコンパクトに紹介しています。皆さまご自身やご家族のライフプランを考えるうえで、ぜひお役立てください。



大阪薬業企業年金基金

〒540-0037
大阪市中央区平野町3丁目2番5号
TEL : 06 (6945) 1021 FAX : 06 (6947) 0514
URL : <http://www.daiyaku-nenkin-kikin.jp/>



1 企業年金基金への加入

皆さまは国の年金制度にプラスして
企業年金基金にも加入しています



皆さまは、国の2つの年金制度と会社の企業年金制度に加入しており、家にたとえると3階建ての年金制度に加入しています。

国の年金制度は、国民全員が20歳から60歳まで加入する「国民年金」**1階**と、民間企業に勤める会社員や公務員が加入する「厚生年金保険」**2階**の2階建てです。

会社の企業年金制度は、社員の福利向上を目的として設立された「大阪薬業企業年金基金」**3階**です。将来は、国の年金制度、企業年金基金から年金が受けられます。

基金の年金は全事業所共通の第1年金と上乘せ部分として任意加入の第2年金があります。

就職(資格取得)してから退職(資格喪失)するまでの間で65歳未満の方が加入者となります。

企業年金基金の掛金は
全額会社が負担しています



国の年金制度の保険料【厚生年金保険料(国民年金保険料を含む)】は、会社と折半で負担します。一方、企業年金基金の掛金については、全額会社が負担しているので皆さま社員の負担はありません。

国の年金と基金の年金の関係

国の年金だけに加入した場合



2 基金の年金・一時金のしくみ

基金ではキャッシュバランスプランを
採用しています



基金では、キャッシュバランスプランという方法で年金・一時金の原資を積み立てています。これは加入者ごとに仮想口座を設定し、会社が毎月拠出する掛金とその利息を積み立てるものです。そして、退職時まで積み上げた掛金と利息の合計額(残高)が年金・一時金の原資となります(仮想個人勘定残高といいます)。

毎月拠出される掛金額は第1年金+第2年金の場合、給与*の2.98%(第1年金のみの場合は2.38%)で、全額会社が負担します。加入中の掛金と利息の積み立ては、加入者の資格を取得した日の属する月から当該資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について行われます。

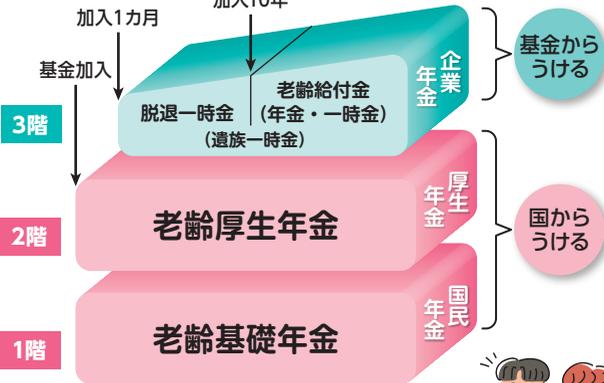
※ 4月・5月・6月の月給の平均額を用います。

毎年5月には「仮想個人勘定残高」を皆さまにお知らせします。

基金の年金は保証期間付き有期年金です

年金は確定有期年金で、受給期間は5・10・15・20年から選択できます。年金には保証期間が付いているため、選択期間内であれば年金に代えて一時金でうけることもできます。また、選択期間内に亡くなった場合には、遺族に一時金が支払われます。

企業年金基金にも加入した場合



(注) 上記のほか、障害年金と遺族年金は国からうけます。



基金に加入する皆さまのメリット

1 負担なく有利な年金を受けられます

年金の原資である掛金は全額会社が負担するため、加入者の皆さまは負担なしで年金を受けられます。

2 多様なライフプランに対応した給付です

年金の受給期間に複数の選択肢を用意し、さらに受給開始時期を最長70歳まで繰り下げることができる。これらを組み合わせることで、退職後の収入状況などに応じた年金の受け取り方法が可能です。

3 万が一の場合にもサポートがあります

加入期間中・受給待期中・年金受給中に亡くなった場合、遺族への一時金給付があります。また災害時等への対応として一時金化が可能なくみがあります。

4 年金相談サービスが受けられます

当基金では、年金に関する相談を受け付けています。基金の年金についてご質問等がある場合は、当基金にお問い合わせください。



(お問い合わせ先・届出先)

大阪薬業企業年金基金

〒540-0037 大阪市中央区平野町3丁目2番5号
TEL : 06 (6945) 1021 FAX : 06 (6947) 0514
URL : <http://www.daiyaku-nenkin-kikin.jp/>



3 基金からうけられる年金・一時金

年金をうけるには
10年以上の加入期間が必要です



基金の年金をうける条件は加入期間10年以上です。そして、退職時年齢が50歳以上であれば「退職直後から」、50歳未満であれば「60歳から」うけはじめることができます。

年金の受給開始年齢は、最長で70歳まで繰り下げることができます。受給期間と組み合わせることで、退職後の多様なライフプランに応じた選択ができます。

また、年金に代えて一時金でうけることが可能で、選択割合も50・100%から選べます。年金受給中の場合は5年を経過した日以降※1、選択した受給期間内であれば請求可能です(選択年数10年～)。

※1 災害による著しい損害や心身に重大な傷害をうけるなど特別な事情がある場合は、受給開始5年経過前でも請求可能です。

加入期間が1カ月以上10年未満の場合は
脱退一時金をうけられます

加入期間1カ月以上10年未満で退職した場合は、脱退一時金をうけられます。この脱退一時金は企業年金連合会などに移して、将来の年金受給につなげることも可能です(4 年金のポータビリティ制度参照)。

また、加入中・受給待期中・年金受給中※2に、万が一亡くなった場合、遺族に一時金が支払われます。

※2 選択した受給期間が残っている場合。



加入期間に応じて年金・一時金がうけられます

加入期間	種類	受給開始時期	給付内容
10年以上	年金	①50歳以上で退職したとき ②50歳未満で退職後、60歳になったとき ③在職中に65歳になったとき	受給を申し出た時点の残高 ÷ 選択した受給期間に応じ表①の率
	一時金	①退職時に年金に代えて一時金を希望したとき ②年金をうけている人が、うけはじめて選択した受給期間内に年金に代えて一時金を希望したとき ※原則 受給開始5年経過以後	退職時点の残高 × 選択割合 (50%or100%) 上記年金額 × 一時金を申し出た時点の残余支給期間に応じ表②の率 × 選択割合 (50%or100%)
1カ月以上 10年未満	脱退一時金	①退職したとき ②在職中に65歳になったとき	退職時点・65歳到達時点の残高
1カ月以上	遺族一時金	①加入中に亡くなったとき ②退職後、年金をうけはじめる前に亡くなったとき ③年金をうけはじめて選択した受給期間内に亡くなったとき	亡くなった時点の残高 退職時点の残高 (繰下げ期間中は亡くなった時点の残高) 受給中の年金額 × 亡くなった時点の残余支給期間に応じ表②の率

※残高は「2 基金の年金・一時金のしくみ」を参照

乗率表一覧

表① 選択した受給期間別年金現価率

受給期間	年金現価率	受給期間	年金現価率
5年	4.6940	15年	12.5097
10年	8.8428	20年	15.7508

表② 残余支給期間別乗率

残余支給期間	乗率	残余支給期間	乗率
20年	15.7508	10年	8.8428
19年	15.1342	9年	8.0535
18年	14.5022	8年	7.2445
17年	13.8543	7年	6.4152
16年	13.1903	6年	5.5652
15年	12.5097	5年	4.6940
14年	11.8121	4年	3.8010
13年	11.0970	3年	2.8856
12年	10.3641	2年	1.9474
11年	9.6128	1年	0.9857

※残余保証期間に1年未満の端数が生じたときの率は次式になります。

$$A年B月の率 = A年の率 + \{ (A+1)年の率 - A年の率 \} \times B \div 12$$

(小数点以下第5位四捨五入)

将来、確実に年金をうけるために
住所や氏名の変更は必ず届け出てください



年金の請求に必要な書類を確実に送付するため、退職後に住所や氏名が変わったときは、すみやかに当基金まで届け出てください。

4 年金のポータビリティ制度

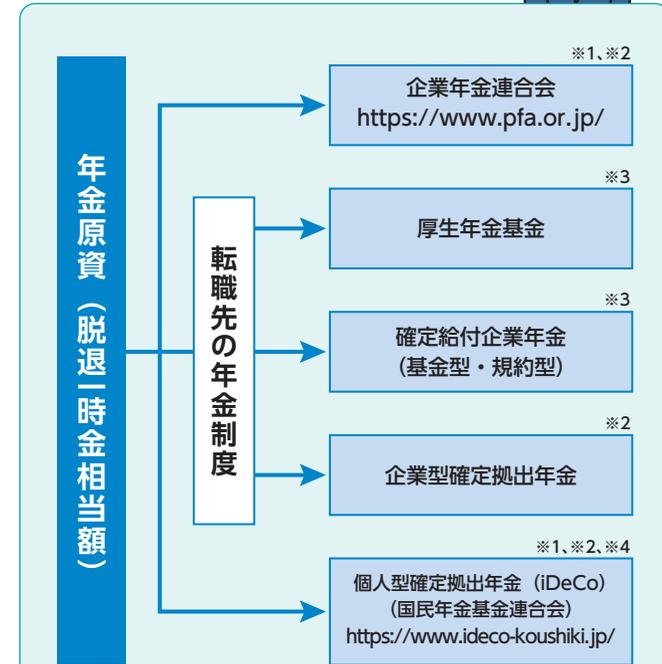
加入期間1カ月以上で退職または加入期間10年以上
50歳未満で退職した人の年金・一時金

加入期間1カ月以上で退職または加入期間10年以上50歳未満で退職し、基金を脱退した人は、希望すれば年金のポータビリティ制度を利用して、脱退一時金相当額を企業年金連合会や他の年金制度へ移し、将来、年金・一時金としてうけることもできます。

詳しい手続方法については、退職時にご案内します。



ポータビリティ制度利用の選択肢



- ※1 事務手数料がかかります。
- ※2 移換すると、原則として年金の受給開始年齢まで一時金化できません。
- ※3 転職先の年金制度で受け入れ可能としている場合のみ移換できます。
- ※4 転職先に企業型確定拠出年金がある場合、個人型確定拠出年金には加入できない場合があります。